



戦没者などの遺族に対する 特別弔慰金（第12回特別弔慰 金）のお知らせ

問 福祉課 地域福祉係 ☎ 0952-75-2113



支給対象者

基準日となる令和7年4月1日
において「恩給法による公務扶助
料」や「戦傷者戦没者遺族等援護
法による遺族年金」などを受ける
人がいない場合に、戦没者などの
死亡当時のご遺族のうち、次の順
番による先順位のご遺族1人に支
給されます。

支給順位

- ① 令和7年4月1日までに戦傷者
戦没者遺族等援護法による弔慰
金の受給権を取得した人
 - ② 戦没者などの子
 - ③ 戦没者などの (1) 父母 (2) 孫
 - (3) 祖父母 (4) 兄弟姉妹
 - ④ 右記①から③以外の戦没者など
の三親等内の親族（甥、姪など）
- ※戦没者などの死亡時まで引き続
き1年以上の生計関係を有して
いた人に限ります

支給内容

額面27・5万円
5年償還の記名国債

請求期間

令和10年3月31日まで
※この期間を過ぎると請求できな
くなります

請求窓口

福祉課 地域福祉係



⑧ お知らせ

住まいの耐震診断・耐震改修の補助制度をご活用ください



問 都市建設課 建築管理係 ☎ 0952-75-4826

阪神・淡路大震災や熊本地震では、古い住宅が全壊や半壊の被害を受けたことから、多久市では住宅の耐震診断・耐震改修の補助を行っています。安心した住まいづくりのために補助制度をご活用ください。

- 補助内容 耐震診断…診断業務報酬 全額補助（ただし、手数料として自己負担5,000円）
耐震改修…耐震改修工事費の80%を補助（ただし、100万円が限度）

- 対象住宅 昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅（個人所有の木造住宅が対象）
※店舗などとの併用住宅および借家などの共同住宅は対象外です

耐震診断について

- 耐震診断とは、建物が大地震に耐えられるかどうかを調べる診断作業です。
- 診断を希望される住宅を対象に、佐賀県木造住宅耐震診断登録建築士による診断を行います。

耐震改修について

- 耐震改修とは耐震診断の結果、耐震性が不足していた場合、耐震性を確保するための工事です。
- ※耐震改修は、耐震診断を受け、耐震性が不足すると判定された住宅が対象となります



必ず、耐震診断および耐震改修をする前に都市建設課窓口まで、ご相談ください。